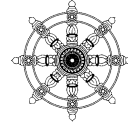


全仏

ZENBUTSU



462

仏暦2543年10月（2000年）
財団法人 全日本仏教会
JAPAN BUDDHIST FEDERATION



比叡山宗教サミット13周年世界平和祈りの集い（関連記事8頁）

宗派課金の収益事業損金算入問題をめぐって
WFB 世界仏教徒会議参加者募集

国際委員会

八月三日午後一時半より、明照会館会議室で、第一回国際委員会が開催された。

西村事務総長の挨拶、委嘱状伝達、各委員の自己紹介に続き、委員互選により委員長に松濤弘道師（学識経験者・留任）副委員長に鎌田良昭師（天台宗・留任）を選出した。

次に、櫻井国際文化部長が、去る六月二十三・四の両日、バンコクで行われたWFB執行委員会の報告を行い、続いて吉橋総務部長が、本年十二月に開催されるWFBバンコク大会開会式参加ツアーの準備状況を説明。参加方針についての意見交換がなされた。

その際、WFB大会への本会の意向を明確に表明できる代表団派遣の必要性、WFBに対する一般の認識を深めるためのPRの必要性などが意見として出された。

続いてバンコクに今秋開校が予定されている、世界仏教徒大学（WBU）への理事派遣について協議され、委員長の松濤弘道師を推薦することになった。

最後に櫻井国際文化部長がルンビニー園マヤ堂修復事業について現況報告を行った。

ルンビニー委員会

事務連絡会議

七月二十一日 於 事務総局

折衝面と経済面に関し、大変厳しい状況の中にある、マヤ堂修復事業における考古学調査報告書の作成状況と今後の予定に関する検討会議が、北條成之理事長と考古学者上坂悟氏をまじえ、青地敬水委員長、本間孝康副委員長と事務局にて行われた。

上坂悟氏より現在執筆中の本編についての状況説明があり、本年十一月までに執筆を終了し、引き続き続編（遺物・写真・図面）と遺物資料等の整理・返還にとりかかるとの報告がなされた。

マヤ堂の建築デザインの検討については、現在ネパール側にてユネスコの勧告を踏まえて検討が進められている模様であり、本会としては、この検討を見守りながら、遅延している考古学調査報告書の発刊にむけての具体的な事務作業に全力をかたむけていくことを確認した。

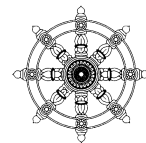
以上のことをネパール側へ至急通知すると共に、事業等の進展をもう少し見極める必要

全日本仏教会ホームページ

<http://www.jtvan.co.jp/~jbf>

内 容

- ・全日本仏教会からのおしらせ
- ・加盟団体一覧(加盟団体ホームページへのリンク有)
- ・改定宗教法人法に伴う宗教法人の備え付け・提出書類書式のダウンロード
- ・『全仏誌』より
- ・関連団体URL集 など



※全日本仏教会のメールアドレスが下記に変更になりました。

jbf@opal.famille.ne.jp

があるとの理由により、七月三十一日に予定されていたルンビニー委員会の開催を、秋以後に延期することも確認された。

八月十八日 於 事務総局

マヤ堂修復事業の経過状況と今後の方針確認のため、北條成之理事長をまじえ、青地敬水委員長、本間孝康副委員長と事務総局にての検討会議が行なわれた。

考古学調査報告書（本編）については、上坂悟氏による原稿執筆完了が本年十一月初旬になる予定であり、掲載する外部への原稿依頼を早急にお願いくと共に、来年三月の和文の発刊にむけて、印刷製本業者との打合わせを進めていくことを確認した。

マヤ堂の基本設計については、建築家熊谷義信氏が、八月下旬にネパールからの依頼により、マヤ堂の基本設計を検討する会議に出席されることから、その帰国報告を待つて検討をしていくことが了承された。

以上の件について、九月十八日に予定されたルンビニー委員会に建築家熊谷義信氏を招き、さらに詳細な検討を進めることとなった。

WFB REVIEWに マヤ堂修復事業の 経過報告

WFB（世界仏教徒連盟）の機関紙『WFB REVIEW』四月～六月号に、本会が取り組んでいるルンビニー園マヤ堂修復事業の報告が掲載された。内容は、事業取り組みから今日までの経過、現在行っている考古学調査報告書作成、ネパール当局者との協議の現況などとなっている。



仏旗・バッチ 頒布御案内

- 大仏旗 たて一四〇cm×よこ二一〇cm 三三、〇〇〇円
- 中仏旗 たて九〇cm×よこ一三五cm 一八、〇〇〇円
- 小仏旗 たて七〇cm×よこ一〇〇cm 九、三〇〇円
- 手旗 たて三五cm×よこ五〇cm 八、〇〇〇円
- 法輪旗 たて九〇cm×よこ一三五cm 七、四〇〇円
- 仏旗バッチ 二cm×四・五cm 五〇〇円
- 法輪バッチ 直径一cm 一、〇〇〇円

お申し込み
全日本仏教会財務部

電話 〇三―三四三七―九二七五
FAX 〇三―三四三七―三三六〇

バンコク・ワット・プラ・ケオ(エメラルド寺院)



第21回 WFB 世界仏教徒会議 バンコク大会 参加者募集

第二十一回WFB世界仏教徒会議が、本年十二月五日より、タイ・バンコクで開催されます。本会ではこの大会の代表団に参加される方を募集致します。代表団は、世界各国代表が一同に集うオープニングセレモニーに出席致します。

その後、歴史ある古都チェンマイ、壮大な王朝遺跡が広がるスコタイへと移動し、各所の歴史ある仏教寺院などを参拝する予定です。この時期、気候の温暖なタイで開催される意義ある大会に一人でも多くの方がご参加下さいますようお願い申し上げます。



スコタイ・ワット・サー・シー寺院

旅行日時： 十二月五日(火)～十日(日)

五泊六日

日程： 十二月六日 開会式

七日～十日 チェンマイ・スコ

タイ観光

旅行代金： お一人様 一四八、〇〇〇円

※ビジネスクラス追加料金

八五、〇〇〇円

※タイ国際航空を利用予定

締切： 十一月七日

最少催行人員： 二十五名

利用旅行社： JTB団体旅行東京中央支店

東京都千代田区神田鍛冶町三三三

大木ビル四階

〒一〇一〇〇四五

電話〇三―三三三二五七―八四二二

(月～金・九時半～五時半)

FAX〇三―三三三二五七―八四二二

お問い合わせ・申し込み

大橋、白鳥、川原まで

WFBについて

WFB(世界仏教徒連盟)は一九五〇年、スリランカの首都コロンボにおいて、当時七イロン大学教授マララーサーケーラ博士の呼びかけにより、世界仏教徒の親善を図り、仏陀の

タイ・バンコク市内クイーンズパーク
WFB本部ビルディング



崇高な教義を普及し、世界平和に貢献することを目的として設立されました。
その年コロナボで第一回WFB大会を開催。以来、二、三年毎に世界の仏教事情の研究、各地域センターの活動報告を受けて、組織と活動の点検、活動方針の立案、親善交流の場

第21回 世界仏教徒会議 バンコク大会 5泊6日

日次	月日(曜)	地名	現地時間	交通機関	スケジュール	食事
1	12月5日(火)	東京(成田)発 バンコク着	10:30 15:30	TG641 専用バス	着後：ホテルへ ※Imperial Queen's Park Hotelにて全日本仏教会主催のパーティーを予定。 <バンコク泊>	昼：機内 夕：○
2	12月6日(水)	バンコク	朝	専用バス	朝はごゆっくりして頂きます。 タイシルクのお店にてショッピング 昼食はレストランにて飲茶を。 第21回世界仏教徒会議 開会式 (14:00~17:00に参加予定) 夕食はレストランにて、お召し上がり下さい。 <バンコク泊>	朝：○ 昼：○ 夕：○
3	12月7日(木)	バンコク発 チェンマイ着	朝 9:20 10:30	専用バス TG104 (予定) 専用バス	空港へ 空路、チェンマイへ チェンマイ市内観光 (プラシン寺院、花園寺院など) 昼食は中華をご用意致します。 夕食は、カントークディナーショーにてお楽しみ下さい。食後は、ナイトバザー散策にご案内致します。 <チェンマイ泊>	朝：○ 昼：○ 夕：○
4	12月8日(金)	チェンマイ	朝	専用バス	バスにて終日スコタイ遺跡観光。 (スリチュム寺院、プラバイルアン寺院、スコタイ歴史寺院等) 昼食はレストランにてタイ料理を 夕食は市内レストランにて日本食を <チェンマイ泊>	朝：○ 昼：○ 夕：○
5	12月9日(土)	チェンマイ	朝	専用バス	エレファントキャンプと蘭園観光 昼食はインターナショナルビュッフェ メオ族村とドイステープ観光 夕食は中華をご賞味下さい。 <チェンマイ泊>	朝：○ 昼：○ 夕：○
6	12月10日(日)	チェンマイ発 バンコク着 バンコク発 東京(成田)着	8:30 9:40 11:20 19:00	専用バス TG101 TG640	空港へ 空路バンコクへ 通関後、解散	朝：○ 昼：機内

として大会を開催してきました。
WFBの本部は、現在タイ国バンコクに置かれ、世界七十ヶ国以上が加盟しています。日本では全日本仏教会が、その唯一のセンターです。
1となっており、日本でも過去二回大会が開催されています。なお、前回の第二十回大会はオーストラリア・シドニーで開催されまし

ご注意：記載内容等は変更になる場合がございます。TG：タイ国際航空

「宗派課金は法人税法上

収益事業の損金算入できるか！」

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩

一、問題の所在

平成十二年一月、東京の芝仏教会傘下の二寺院から全日本仏教会に次のような情報もたらされた。即ち、宗派課金については従来から収益事業の損金として収入按分による損金算入が認められていたにも拘わらず、今回の税務調査においては、右の損金算入は認められないということである。

そこで私は右の一寺院の代理人として、芝税務署に赴き事情を聞いた。統括官からは以下の説明があった。従来宗派の課金は損金算入とすることを認めていたけれども、三ヶ月前から前任の統括官が芝税務署管内寺院の関与税理士を集めて、宗派課金は損金算入としては認めないと申し上げた。理由は宗派における宗派課金が宗派等の宗教活動だけに使われているからであるとのこと。

これに対して、私は、宗派課金の宗派における用途は必ずしも宗教活動だけでなく、宗

教法人法上の被包括法人の法人管理運営のためにも還元されていること。そもそも宗派課金の用途が何であるかは損金算入を認めるか否かの結論を導き出す上で関係がないこと、宗派課金は被包括法人の収益事業収入をも勘案して計算されていること等について説明したが、考え方としては平行線に終わった。

芝仏教会では五寺院が税務調査で同じような対応を芝税務署からうけていることが判明し、そのうち一寺院は東京都仏教連合会に解決方の依頼があり、東京都仏教連合会はこれを全日本仏教会の税務委員会に問題の解決を委託された。また東京の杉並仏教会傘下の寺院からも税務調査で同様の指摘を受けているという報告があった。

二、全日本仏教会としての対応

これらを受けて担当部局である財務部では直ちに国税庁と交渉の場を持つということになり、私を同席させて当時の吉橋勝寛財務部長

が国税庁の担当官と面会した。平成十二年二月十一日と同年三月十三日のことである。

この段階では、係官は当方の言い分をよく聞いたうえ、全国的なことでもあるから国税庁と仏教会で話しあつたうえ同じ認識に達することが互いの利益となるとの当方の考え方に同意された。

その後全日本仏教会では事務総局人事が交替となり、新たに就任した倉澤豊明財務部長のもとで十宗派にアンケート調査を行った。

その結果、二宗派で収益事業収入について課金算定の根拠とされていないことが判明した。また、収益事業収入が課金の対象になるかどうかについて宗制上明文化され、規定されていない宗派も存在することが明らかになった。

これらのアンケート結果を集計したうえで、全日本仏教会の税務委員会が平成十二年七月五日に開催された。ここでは芝仏教会の顧問税理士も出席され、現況を報告された。引き続き国税庁とは交渉を続行することとし、交渉委員を選出した。その後全日本仏教会税務委員会は、平成十二年八月二日東京都仏教連合会の協力を得て同連合会傘下の地区仏教会の税務委員を招いて対策会議を開催した。

ところが宗派課金は参加された各地区仏教会においてもその取り扱いがまちまちであることが判明した。収益按分ではなく、課金の



長谷川正浩弁護士

半分までは損金に認めるといふ取扱いで税務署と合意している仏教会がある一方で、課金を損金として認めていない仏教会もあるという有様であった。東京都仏教連合会内部の仏教会の間でもこのような開きがある以上、全国的にどのような取り扱いがなされているかについて、現状では把握できていない状態であるということ、税務委員の認識は一致せざるを得なかった。

全 仏
一方芝税務署長と杉並税務署長は平成十二年六月三十日付で各寺院への更正決定を行った。もちろん宗派課金は損金算入しないという内容である。二ヶ月以内、即ち八月三十日までで異議申立をしないと裁判所でも争えなくなる。全日本仏教会としてこれらの異議申立や裁判闘争を支援すべきかどうかというこ

とが当面の問題となったのであった。

しかし、八月三十日までは一ヶ月弱しかない。その間に全国の情報を集め、理論武装しなければならぬ。誠に残念ではあるが結論を出す時間的余裕はあまりにも少ない。今回は見合わせざるを得ないということとなった。

今後時間をかけて、情報の収集を行い理論武装を固めることが当面の要請であることを税務委員会は確認した。同時に国税庁に対しては、今後取り扱いを変更するときは常に関与税理士に申し渡すだけでなく、地区の仏教会に連絡をして意見を聞いてもらいたい旨の要請をすることを決定し、その旨平成十二年八月二十九日吉橋勝寛総務部長、倉澤豊明財務部長と私の三名で国税庁を訪れ、担当係官に申入れを行った。全日本仏教会に情報をお寄せ戴いた寺院に対しては右の報告を私から申し上げた。いづれの寺院も異議申し立てはされなかった模様である。

三、今後の対策

宗派課金の問題のみならず税金問題は各税務署と地区仏教会の話し合いで決められている事例が多数存在する。それらの情報は都道府県仏教会でも十分に把握されていないように思われる。ましてや全日本仏教会で把握している情報はほんの一部である。この点、まず時間をかけて念入りに情報を集めることが

肝要である。

その為には、地区仏教会の情報を都道府県仏教会で把握され、それを全日本仏教会に集約するような体制を作らなければならない。このような体制のもとで情報が全日本仏教会に集まって初めて国税庁との交渉が実のあるものとなる。

無料法律相談室

全日本仏教会では、長谷川正浩弁護士による、本会関係者を対象とした無料法律相談室を開設しています。

相談内容は、寺院運営をめぐる諸問題、税務、一般民事等、ご自由ですが、現在、宗教法人法の改定に伴い、相談件数が増えています。相談をご希望される方は、必ず電話で予約をお願いいたします。

日時 原則として毎月第二・第四木曜日

午後一時より

場所 明照会館

(東京都港区芝公園四一七―四)

予約 全日本仏教会事務総局

〇三―三四三七―九二七五

世界平和祈りの集い

八月四日、比叡山延暦寺を会場に、比叡山宗教サミット十三周年世界平和祈りの集いが開催された。本会から西村事務総長、三浦同和推進部次長が出席した。

午後三時に、藤光賢天台宗宗務総長の開式の辞。続いて平和祈願法要が厳修され、渡邊恵進天台座主が平和祈願文を奉読した。

次に平和の祈りの黙祷、平和メッセージ朗読、内外からの来賓の挨拶、祝電披露を行い、出席者全員による『平和の合い言葉』を唱和し、世界平和を祈念した。

『事務局録事』

―九月―

四日 局内会議

六日 同和委員会

十八日 ルンビニー委員会

曹洞宗被差別戒名追善法会参列

本願寺派戦没者追悼法要参列

十九日 ヒューマンライツセミナ―出席

日宗連理事會

二十七日 局内会議

戒名(法名)リーフレット作成委員会

二十八日 法律相談室

哀悼

長谷川正徳師 (全仏元同和委員)

九月十日遷化 八十五歳

日蓮宗西林寺住職

長谷川正浩本会顧問弁護士師父

梅田信隆師

九月十一日遷化 九十四歳

曹洞宗元管長

大本山総持寺二十一世貫首

書評

宗教法人の法律相談

近年、社会の複雑化、高度専門化、情報化、国際化が大きく進展しています。こうした状況下、平成七年十二月に四十四年ぶりに「宗教法人法」が改定され、宗教法人の管理運営についても、新たな対応が数多く求められているのが現状です。

本書では、こうした状況を踏まえて、宗教法人制度の変遷や法人格の取得などの基本的事項、法改正の趣旨や実務上の留意点、名称や規則の変更、代表役員の選任など、具体的に問題とされ、トラブルが生じた例を参考にしながら、QアンドA方式で丁寧

全仏誌郵送先住所・氏名変更御連絡のお願い
全仏誌ご送付先の郵便番号、住所、氏名等に変更ある場合、左記までご連絡をお願い致します。帯封でご送付の場合、帯封記載の送付番号もお知らせ下さい。

連絡先

〒一〇五―〇〇―一

東京都港区芝公園四―七―四

明照会館内

全日本仏教会事務局社会部

電話 〇三―三四三七―九二七五

FAX 〇三―三四三七―三二六〇

に分かりやすく記述されています。

執筆陣には、本会の長谷川正浩顧問弁護士をはじめ、宗教法人の実務に精通している宗務行政の担当者・弁護士が当たっています。

また、改定宗教法人法での実務や取り扱いについては、文化庁文化庁宗務課の協力を得て、関係者の疑問やニーズに答えられる内容となっています。

書名：宗教法人の法律相談

編著：安武敏夫・長谷川正浩・棚村政行

戸渡速志

価格：三一五〇円(税込)

出版社：青林書院

(03-3815-5897)